

岩手ラグビー・デベロップメント・プロジェクト巖鷲

イーハトーブリーグ規約

I . 総則 * * * * *

第 1 条〔プロジェクト巖鷲の活動目標〕

プロジェクト巖鷲(以下「巖鷲」という)の活動目標を以下の通り定める。

- ① 岩手ラグビーのトッププレーヤーを強化する
 - (1) イーハトーブリーグでのトップチーム同士による切磋琢磨により、プレー水準を高めトッププレーヤーの質を相乗的に高める。
 - (2) 岩手県を代表して全国レベルの大会に参加するラグビーチーム岩手(以下「チーム岩手」)で活躍できるプレーヤーの育成。
 - (3) 岩手ラグビー一丸となって「巖鷲」に取り組むことで、プレーヤー、指導者、その他関係者の意識を向上させる。
- ② 岩手ラグビーの水準向上に貢献する
 - (1) 「チーム岩手」で得られる強化ノウハウや戦略・戦術を集約・蓄積し、普及活動から「チーム岩手」強化活動までフィードバックできる仕組みを構築する。
 - (2) 競技上の戦略・戦術、審判技術やメディカルなどラグビー全般の各種技術レベル向上、および競技運営レベル向上に貢献する。
 - (3) 岩手全域全年代のラグビーを活性化し、「チーム岩手」に通じるデベロップメントの仕組みを構築する。
 - (4) 東北および日本各地、また欧州および南半球の各ラグビーとの交流を積極的にはかることで、ラグビー全体のレベル向上に貢献し、世界性のある岩手ラグビーを目指す。
- ③ 岩手ラグビー拡大への牽引役となる
イーハトーブリーグおよび「チーム岩手」を通じて、
 - (1) より多くの人々がラグビーに触れて楽しめる空間を創造する。
 - (2) ラグビーの魅力をより多くの人々に認知される機会を増やしていく。
 - (3) ダイナミックなプレー、オリジナルな応援スタイル、魅力ある会場の雰囲気代表されるラグビー観戦の楽しさを人々に伝える。
- ④ 企業のスポーツ振興への貢献、地域との協働によるスポーツ振興を達成する
 - (1) イーハトーブリーグおよび「チーム岩手」所属プレーヤー支援による企業のスポーツ振興と地域振興への貢献を達成できる環境を整備する。
 - (2) 岩手全地域のイーハトーブリーグ展開により企業と地域の協働によるスポーツ文化振興を目指した関係を構築する。

第 2 条〔規約の趣旨〕

本規約は、イーハトーブリーグの組織および運営に関する基本原則を定めることにより岩手ラグビーの発展を図ることを目的とする。

第 3 条〔規約の遵守義務〕

イーハトーブリーグの役職員ならびにイーハトーブリーグに参加するチームの選手、指導者、審判その他の関係者は、岩手県ラグビーフットボール協会(以下「岩手県協会」という)の諸会則を遵守する義務を負う。

Ⅱ. 組織 * * * * *

第1節 運営委員会

第4条〔運営委員会審議事項〕

- ① イーハートブ運営委員会(以下 運営委員会)は、岩手県協会から委任されたイーハートブリーグ関連事項を審議する。
- ② 次のイーハートブリーグ関連事項は、岩手県協会理事会による決定に先立ち、運営委員会の決議を経て岩手県協会理事会に提案されるものとする。
 - (1)事業計画および事業報告に関する事項
 - (2)予算および決算に関する事項
 - (3)入場料金を含めた、試合実施に関する事項
 - (4)スポンサー契約に関する事項
 - (5)放送権に関する事項
 - (6)商品化権に関する事項
 - (7)その他イーハートブリーグ規約に関する諸事項

第5条〔運営委員会議長〕

運営委員会議長は、運営委員会にて選任されたものがこれに就任する。

第6条〔議長の権限〕

議長は、運営委員会に関し次の権限を有し、義務を負う。

- (1) 運営委員会の招集
- (2) 岩手県協会から委任された事項の審議
- (3) 運営委員会部門リーダーの任命
- (4) 運営委員の任命
- (5) 運営委員会部門メンバーの人選
- (6) その他岩手県協会理事会が定める事項

第7条〔構成〕

運営委員会は、議長、部門リーダーおよび議長に指名された運営委員により構成する。

第8条〔運営評価委員会〕

- ① 運営評価委員会は、岩手県協会常任理事より構成され、議長から報告される運営内容を評価する。
- ② 運営評価委員会は、必要に応じて議案に関係ある運営委員を出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第9条〔代理出席〕

予め議長に届け出て承認を得た者は、委員の代理人として運営委員会に出席することができる。

第10条〔任期〕

- ① 運営委員の任期は1年とする。ただし、増員または補欠のため選任された運営委員の任期は、他の運営委員の任期が満了すべき時までとする。
- ② 運営委員は、再任されることができる。
- ③ 運営委員は、原則として任期中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ岩手県協会常任理事会の承認を得た場合は、この限りではない。

第11条〔招集〕

運営委員会は、原則として毎月1回招集するものとし、その他必要があるごとに随時招集できる。

第12条〔招集権者〕

- ①運営委員会は議長が招集する。ただし、議長に事故あるときは、しかるべき部門リーダーがこれにあたる。
- ②運営委員会の招集は、定めた期日の場合を除き、各委員に対し開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし緊急の必要があるときはこの限りではない。

第13条〔議事録〕

運営委員会の決議経過の要領および結果は議事録に記載し、これを岩手県協会事務局に保存する。

第14条〔事務〕

運営委員会に関する事務は総務部門リーダーがこれを統括する。

第2節 部門

第15条〔部門〕

運営委員会の下に次の部門を置き、部門リーダーがこれを直轄する。

- (1) 総務部門
- (2) コーチング部門
- (3) レフリー部門
- (4) メディカル部門
- (5) エリア部門

第16条〔組織・運営〕

- ① 各部門は、それぞれ部門リーダーおよびメンバー若干名をもって、これを組織する。
- ② 各部門のリーダーおよびメンバーは、運営委員会にて互選し、議長が任命する。
- ③ 各部門は、リーダーがこれを招集し、議事その他の会務を主宰する。
- ④ 各部門リーダーは各専任地域を統括するエリア部門リーダーを兼任することができる。
- ⑤ リーダーに事故あるときは、メンバーのうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第17条〔任期〕

- ① 各部門のリーダーおよびメンバーの任期は1年とする。ただし、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ② 各部門のリーダーおよびメンバーは、再任されることができる。

第18条〔各部門の所管事項〕

各部門の所管事項は、以下に記載するとおりとする。

- ① 総務部門
 - (1) イーハトーブリーグスケジュール・開催会場に関わる事項
 - (2) 「チーム岩手」諸活動の計画と実施に関わる事項
 - (3) エリア部門リーダーへの運営委託調整とチームおよび選手の登録管理に関わる事項
 - (4) 経理全般
 - (5) 各種契約管理(放送権・スポンサー契約・商標権)
 - (6) 広報活動およびプロジェクトのプロモーション企画と実施に関わる事項

(6) 岩手県協会各委員会との共同事業実施に関わる事項

②コーチング部門

- (1) イーハトーブリーグ参加チームのコーチング向上に関わる事項
- (2) イーハトーブリーグを通じた「チーム岩手」ノミネート選手の選考
- (3) 全国で活躍する選手の「チーム岩手」ノミネート選手候補の選定
- (4) 「チーム岩手」コーチングの実施と各エリアへのフィードバック
- (5) コーチングに関わる情報収集、分析と計画作成
- (6) 他部門との連携、とくにレフリー部門との密接な連携

③レフリー部門

- (1) イーハトーブリーグでのレフリングの実施
- (2) イーハトーブリーグでのレフリングの向上に関わる事項
- (3) レフリングに関わる情報収集、分析と「チーム岩手」へのフィードバック
- (4) 他部門との連携、とくにコーチング部門との密接な連携

④メディカル部門

- (1) イーハトーブリーグ参加チームのメディカルサポートに関わる事項
- (2) 「チーム岩手」メディカルサポートの実施と各エリアへの伝達
- (3) メディカルサポートに関わる情報収集、分析と各エリアへのフィードバック
- (4) 他部門との連携

⑤エリア部門

- (1) 各専任地域でのイーハトーブリーグの実施に関わる事項
- (2) 各専任地域での「チーム岩手」支援に関わる事項
- (3) 各専任地域でのデベロップメントに関わる事項
- (4) 各専任地域でのラグビー普及活動に関わる事項

第 19 条[カンファレンス]

各部門は、イーハトーブリーグを通じて試合開催節ごとに、単独または合同で、テーマを設定したカンファレンスを実施して情報の共有と技能の向上を図る。

第 20 条[岩手県協会各委員会との連動]

各部門の検討事項は、必要な場合、岩手県協会各委員会に諮ったうえで、運営委員会に提案されるものとする。

第 21 条[事務]

エリア部門はその事務処理を各エリアであたり、他部門の事務処理は総務部門がこれにあたる。

前の確認をもって委託する。

第 32 条〔競技規則〕

試合は全て日本協会の競技規則に従って実施される。

第 33 条〔届出義務〕

チームは、次の事項を所定の方法により運営委員会に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合も同様とする。

- (1) 登録選手
- (2) チーム代表者、チームディレクター(運営責任者)をはじめとする運営スタッフ
- (3) 監督(ヘッドコーチ)、コーチ、ドクター及びトレーナー等(以下「チームスタッフ」という)

第 34 条〔出場資格〕

日本協会に選手登録をする選手のみが、試合における出場資格をもつ。

第 35 条〔試合エントリー選手の人数〕

各試合にエントリーできる選手の人数は運営委員会が指定する。また、メンバー表の提出をもって試合メンバーの登録とする。なお、負傷等によるメンバーの変更は、試合の70分前をもって最終とする。

第 36 条〔外国籍選手〕

外国籍選手は試合へのエントリー人数、出場枠ともに制限はない。

第 37 条〔ユニフォーム〕

試合において着用するユニフォームは、あらかじめ岩手県協会に登録されているものを使用する。

第 38 条〔フィールド内のチームスタッフ〕

- ① フィールド内に立ち入ることができるチームスタッフは、下記の通り(最大5名)。
 - (1) チームドクター …1名
 - (2) トレーナー …1名
 - (3) 給水係 …3名
- ② 上記チームスタッフは登録を行なった者で、メンバー表の提出に付随して試合登録を行なうものとする。
- ③ 上記チームスタッフは試合中「チームエリア」にて待機する。
- ④ フィールド内のチームスタッフは、試合中の選手へのプレーの指示を行わない。

第 39 条〔順位決定及び表彰〕

<イーハトーブリーグ>

- ① 順位の決定にあたり、勝ち点制を採用する。全試合終了時点で、勝ち点の多い順に順位決定を行なう。
- ② 各試合の勝ち点は、勝ち4点・引き分け2点・負け0点とする。
- ③ また、ボーナス点として以下の勝ち点を与える。
 - (1) 負けても7点差以内ならば、勝ち点1を追加
 - (2) 勝敗に関係なく、被トライ1トライ以内であれば勝ち点1を追加
 - (3) 勝敗に関係なく、4トライ以上獲得したチームに、勝ち点1を追加
- ④ インターブロック戦終了時点で勝ち点と同じ場合、次の各号の順序により順位を決定する。
 - (1) 当該チーム同士の試合で、勝っているチームを上位とする
 - (2) とくに、三すくみのケースでは、次の(3)以下の決定順序により、1チームの順位が確定した時点で(1)にもどるものとする。
 - (3) リーグ戦全試合の総トライ数の多いチームを上位とする(ただし、不戦勝などの理由で対象試合数が少ない場合は、トライ数を均一試合数に換算して比較する)。
 - (4) リーグ戦全試合のトライ後のゴール数の多いチームを上位とする

(5) 当該チームで抽選を実施

⑤ 全試合終了時点で最も勝ち点の多いチームを1位とし表彰する。

<クラブトップトーナメント>

① 得点の多いチームを勝者とする

② 同点の場合は、以下の各号の順序により勝者を決定する。

(1) トライ数の多いチーム

(2) トライ後のゴール数の多いチーム

(3) 抽 選

③ 決勝における勝者を優勝、敗者を準優勝として表彰する。但し、決勝戦において同点の場合は、両者優勝とする。

④ 優勝チームは岩手県協会が指定する上位大会への進出権を与えられる。

第40条〔審判員〕

① 試合のレフリー及びタッチジャッジはレフリー部門リーダーが岩手県協会レフリー委員会に対し、レフリー1名・タッチジャッジ3名の派遣を依頼する。

② 審判員は、キックオフ時刻の90分前までに競技場に到着しなければならない。

③ レフリーに審判員続行が不可能となる事態が生じた場合、第1タッチジャッジがレフリーを務める。

④ 審判員の手当て等は運営委員会で定めるものとする。

第41条〔共通ロゴ〕

イーハトーブリーグに参加するチームは、ユニフォームならびに運営委員会の定める用具に次の共通ロゴを掲示する。

(1) 岩手県協会

(2) イーハトーブ

(3) イーハトーブパートナー企業の指定するロゴ

第42条〔入場料〕

① 各試合での入場料の設定如何は運営委員会にて決定する。

② 入場料を設定した場合、大人の有料入場者が同伴する中学生以下の入場料金は無料(自由席)とする。

③ 入場券の販売は、売り切れにならない限り、その試合の後半20分経過まで行なう。

第43条〔試合球〕

運営委員会の指定する試合球を各試合3個使用する。

第44条〔アフターマッチファンクション〕

試合に出場した選手ならびにチームスタッフは、エリア部門リーダーが様式を決めて主催するアフターマッチファンクションに出席する。

第2節 競技場

第45条〔競技場の確保と維持〕

各地域のエリア部門リーダーは、以下に定める要件を具備する競技場をイーハトーブリーグ開催のために確保しなければならない。

第46条〔競技場〕

① 競技場は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

(1) グラウンドは、全て天然芝または天然芝を代用するもので覆われているものとする。

(2) 競技区域については、競技規則第1条「グラウンド」「2 競技場に必要寸法」による。

(3) ゴールポストについては、競技規則第1条「グラウンド」「4 ゴールポストとクロスバーの寸法」による。

(4) フラッグ及びフラッグポストについては、競技規則第1条「グラウンド」「5 フラッグポスト」による。

- (5)ラインについては、競技規則第1条「グラウンド」「3 競技場の線」により、かつ、ライン幅は12cmとし、明瞭に引くこと。(原則としてペイント方式とする)
- ② フィールド及びその周辺部分には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのある物は、一切放置もしくは設置してはならない。
- ③ 有料試合開催競技場には観客席のあることが望ましい。
- ④ ナイトゲームを行なう競技場には、平均1,500ルクス以上の照度を持つ照明装置があることが望ましい。

第47条〔競技場付帯設備及び旗の掲揚〕

- ① 競技場は、次の各号の任意設備を備えるものでなければならない。
 - (1)運営本部(テント代用可能)
 - (2)ロッカールーム(温水シャワーが使用でき、かつ対戦2チーム及び審判員について各々別個に用意されていることが望ましい。)
 - (3)アップ場または施設
 - (4)記録室(グラウンド全体を見渡すことができ、かつ個室であることが望ましい。)
 - (5)応援用観客席(1チーム500席程度が望ましい。)
 - (6)医務室(近隣の医療施設の代用可能)
 - (7)報道対応設備(屋根付きで、かつ机を備えていること記者室、記者席の設置が望ましい。)
 - (8)場内放送設備(放送ブースの設置が望ましい。)
 - (9)スコアボード
 - (10)メンバー掲示板(印刷物代用可能)
 - (11)岩手県協会旗などの掲揚場所(掲揚ポール)の設置が望ましい。)
 - (12)有料試合における入場券売場(テント代用可能)
 - (13)観客へのサービス施設(トイレ、飲食物及びグッズ等の販売所の設置が望ましい。)
- ② 各地域エリア部門リーダーは、原則として岩手県協会旗等を次の各号の通り掲揚しなければならない。
 - (1) 岩手県協会旗:中央
 - (2) 対戦する両チームの各チーム旗を中心から対称の位置に設置
- ③ 岩手県協会旗及びチーム旗の大きさは天地1,800mm以内、左右2,700mm以内を原則とする。

第48条〔ベンチ〕

- ① ベンチは原則として、次の各号の要件を満たすものでなければならない。
 - (1)グラウンドのタッチラインから3m以上離れ、かつその一端が22mラインにかかる位置に設置すること
 - (2)屋根を備えていること(テント代用可能)
- ② ベンチ周辺にリザーヴ選手がアップするためのチームエリアを設置する。
- ③ ホームチームが明確な場合、ホームチームのベンチは原則としてメインスタンドからグラウンドに向かって左側に設置する。不明確な場合は、エリア部門リーダーが決定する。

第49条〔チームエリア〕

- ① チームエリアは、原則として次の要件を満たすものでなければならない。
 - (1)フィールドオブプレーの外、タッチラインから2m以上離れ、かつ、その一端が22mラインにかかる位置に設置
 - (2)広さは、20m×3mを原則とする
- ② チームエリアに入ることができるチームスタッフは以下の通り(最大11名)
 - (1)監督又はコーチ ……1名
 - (2)チームディレクター ……1名
 - (3)コーチングスタッフ ……1名
 - (4)チームドクター ……1名
 - (5)トレーナー ……1名
 - (6)給水係 ……3名
 - (7)競技補助 ……3名

第 50 条〔医事運営〕

- ① 各地域エリア部門リーダーは、次の各号の通り医事運営を行わなければならない。
 - (1) 試合の開催時には、マッチドクターまたは医務心得者を任命する
 - (2) 任命されたマッチドクターまたは医務心得者は試合における各チームの医務行為を支援する
 - (3) 任命されたマッチドクターまたは医務心得者はメディカル部門リーダーと密接な連携をとる
- ② 前項のマッチドクターまたは医務心得者の手当て等はメディカル部門リーダーの定めるものとする。

第 51 条〔共通ロゴ看板等の設置〕

- ① 競技場には総務部門リーダーが指定した位置に巖鷲ロゴ看板または横断幕を掲出できるスペースを、原則として下記の通り確保しなければならない。

<イーハトーブリーグ>

サイズ:900mm × 12,000mm

枚数:1枚

<クラブトップトーナメント>

サイズ:900mm × 12,000mm

枚数:1枚

- ② 競技場には総務部門リーダーが指定した位置に巖鷲パートナー企業の指定する広告看板または横断幕を掲出できるスペースを下記の通り確保しなければならない。

<イーハトーブリーグ>

サイズ:900mm × 8,000mm

枚数:最大20枚

色 :4色

<クラブトップトーナメント>

サイズ:900mm × 8,000mm

枚数:最大20枚

- ③ 前2項の広告看板等の設置位置は、次の各号の通りとする。但し、観客等の視野を妨げるものであってはならない。

- (1) タッチライン側:タッチラインから5m以上離れていること
- (2) ゴールライン側:デッドボールラインから2m以上離れていること

- ④ 対戦チームの応援横断幕はエリア部門リーダーが指定する位置に掲出できる。

サイズ:1,000mm×5,000mm

枚数:2枚以内

第 52 条〔競技場における告知等〕

- ① 各地域エリア部門リーダーは、競技場において次の各号の事項を告知することができる。
 - (1) 選手、及び審判員
 - (2) 試合方式
 - (3) 選手及び審判員の交代
 - (4) 得点者及び得点時間(得点直後に)
 - (5) ロスタイム
 - (6) 他の試合の途中経過及び結果
 - (7) 前各号のほか運営委員会の指定する事項
- ② 各地域エリア部門リーダー及びチームは、試合の前後及びハーフタイムに次の各号の事項を行なうことができる。
 - (1) 次の試合の予定の告知
 - (2) 事前に総務部門リーダーに届け出て承認を得た広告宣伝
 - (3) 音楽放送
 - (4) チームまたは選手に関する情報の告知
 - (5) 前各号のほか、運営委員会の承認を得た事項

第 53 条〔悪天候の場合のフィールド整備の義務〕

各地域エリア部門は、降雪または降雨等、悪天候の場合であっても、可能な限りフィールドを整備し、その競技場での試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない。

第3節 運 営

第 54 条〔日程〕

試合は運営委員会により決定された日程に従い開催される。

第 55 条〔運営責任者〕

- ① 運営責任者(マッチコミッショナー)は、各地域エリア部門リーダーとする。ただしエリア部門リーダーに不都合のある場合は、エリア部門リーダーが指定して任命するエリア部門メンバーが務める。
- ② 運営責任者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1)キックオフ時刻の150分前までに競技場に到着すること
 - (2)選手の試合における出場資格を確認し、メンバー表の記載事項に不備があれば、そのチームに修正させること
 - (3)キックオフ時刻の70分前に双方のチームの監督、チームディレクター及び審判員を集め、留意事項等を確認する
 - (4)試合終了後24時間以内に運営委員会に試合結果ならびに特記事項を報告する
 - (5)試合の中断、または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事項が発生した場合には速やかに運営委員会に報告する
 - (6)運営委員会が臨機に召集する規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席する

第 56 条〔試合の中止及び中断の決定〕

- ① 試合の中止は、運営責任者が主審及び両チームと協議のうえ決定する。
- ② 主審が試合途中において試合内容その他外部要因にて試合の中断を決定した場合、運営責任者及び両チームは試合を再開することができるよう、最善の努力をしなければならない。試合の再開は運営責任者の指示のもと、主審が決定する。

第 57 条〔不可抗力による開催不能または中止〕

試合が、悪天候、地震等の天災地変または公共交通期間の不通その他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由(以下「不可抗力」という)により開催不能または中止となった場合には、その勝敗の決定方法は運営委員会において協議のうえ決定する。

第 58 条〔競技場への到着〕

双方のチームは、キックオフ時刻の遅くとも70分前までに競技場に到着しなければならない。また運営責任者は、両チームがロッカールームにキックオフ時刻の150分前から入室できるように準備しなければならない。

第 59 条〔キックオフ時刻の遵守〕

- ① いずれのチームも、あらかじめ定められたキックオフ時刻を厳守しなければならない。
- ② 不可抗力またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合によりキックオフ時刻を遅らせる場合は、運営責任者の事前の承認を得なければならない。但し、テレビもしくはラジオの放送の都合による遅延は、5分以内に限る。
- ③ いずれか一方のチームがキックオフ時刻に競技場に現れない場合、相手チームは40分間、待機する義務を負う。

第 60 条〔敗戦とみなされる場合〕

- ① 試合が一方または双方のチームの責に記すべき事由により開催不能または中止となった場合には、帰責事由がないチームに勝ち点4、帰責事由があるチームに勝ち点0を加える。
- ② 帰責事由があるチームは、運営委員会より試合が開催できなかったことに伴う処分をあまんに受ける。
- ③ 双方のチームに 帰責事由がある場合は、連帯して処分を受けるものとする。

第 61 条〔メンバー提出〕

- ① 双方のチームは、試合の70分前までにメンバー表に下記事項を記入し運営責任者に提出しなければならない。
 - (1) 事前に指定された人数の選手名
 - (2) 監督・コーチ・その他スタッフ
 - (3) フィールドに入るドクター、トレーナー、給水係り
- ② 負傷等によるメンバーの変更は、試合の70分前をもって最終とする。
- ③ 試合メンバーの登録が完了した後の変更は、原則認められない。

第62条〔係員〕

各地域エリア部門リーダーは、試合実施を円滑に進行するため、次の各号の補助係員を置き、必要な業務を行なわせる。

- (1) 場内外の警備、案内要員(競技場により適宜必要数を決定)
- (2) 場内放送要員、記録要員
- (3) ボールボーイ
- (4) 担架・マッチドクター補助要員

第63条〔マスコミ対応〕

- ① 試合における運営責任者のマスコミの対応は次の通りとする。
 - (1) カメラ(スチール及びテレビ)による撮影及びペン記者の取材場所を指定する
 - (2) 試合メンバー表の配布は、キックオフの60分前に行なう
 - (3) 状況に応じて、試合終了後の監督及び選手の共同記者会見所を設ける。その際の記者会見の進行を行なう。
 - (4) 状況に応じて、記者室及びカメラマン室を設ける
- ④ 試合終了後に共同記者会見を実施する場合には、双方のチームの監督・キャプテンが出席のうえ、1チーム10分以内とし、終了後速やかに解散すること

第64条〔公式記録〕

各地域エリア部門リーダーは公式記録作成にあたり記録員をおき、記録員は、所定の公式記録用紙により、試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のため運営責任者の署名を受けたのち、状況に応じて報道関係者等に配布する。

第4節 試合の費用

第65条〔試合の費用負担〕

運営委員会は試合開催に要する次の費用(以下総称して「必要経費」という)を負担する。

- (1) 運営人件費として昼食代を支弁する
- (2) 競技場使用料(付帯設備使用料、広告掲出料を含む)
- (3) 競技場仮設設備設置費用(テント設営料等)
- (4) 入場料の発券費用(有料試合のみ)
- (5) 審判員、ドクター派遣費用(岩手県協会規定に準ずる)
- (7) その他の運営に係わる費用

第66条〔収支報告〕

試合の経費報告は各地域エリア部門リーダーから運営委員会に、その試合が終了した後1週間以内に行う。

第5節 表彰・懲罰

第67条〔リーグ表彰〕

イーハトーブリーグは、チーム、選手、監督および審判員等の表彰を行う。
表彰に関する事項は運営委員会の決議による。

第68条〔懲罰〕

懲罰に関する事項は、運営委員会の定めるところによる。

IV. 「チーム岩手」* * * * *

第1節 資格および要件

第69条〔「チーム岩手」への参加選手〕

「チーム岩手」への参加選手は、以下の要件を具備するもので、書面で本規約に合意したものでなければならない。

- (1) イーハトーブリーグ参加チームもしくはイーハトーブベンチャーリーグ参加チームに所属するもの
- (2) イーハトーブリーグ、イーハトーブベンチャーリーグを通じてセレクト部門リーダーからノミネートされたもの
- (3) 所属チームと本人の意思により参加できるもの

第70条〔「チーム岩手」の活動範疇〕

- ① チーム岩手「釜石シーウェイブス」はイースト11に参加する
- ② チーム岩手「北上フォース」はノースリーグに参加する
- ③ チーム岩手「岩手県選抜」は国民体育大会に参加する
- ④ チーム岩手「(トップクラブトーナメント優勝チーム)」は東日本クラブ選手権に参加する
- ⑤ チーム岩手関係者および引退選手などに、コーチ資格および審判資格の取得を推薦・推奨する
- ⑥ チーム岩手はジュニアチームやスクール、それに類するイベントに協力する
- ⑦ チーム岩手はファン参加イベントに参画する

第71条〔肖像等管理〕

「チーム岩手」所属選手は、運営委員会が巖鷲のプロモーションやスポンサー事業の目的で、全選手の肖像権・パブリシティ権に関わる諸権利を管理、使用することに同意する。

第72条〔傷害保険〕

「チーム岩手」はチームスタッフおよび選手に対する傷害保険に加入する。

第2節 登 録

第73条〔「チーム岩手」登録〕

「チーム岩手」ノミネート選手は、チームごとに行う(財)日本ラグビーフットボール協会へのチーム登録、個人登録のほかに、次のエントリージャンルに分かれてチーム岩手の活動に登録参加する。

6月30日までに

- ① 「釜石シーウェイブス」「北上フォース」にチーム岩手スコッド登録する
- ② 「(トップクラブ優勝チーム)」にチーム岩手クラブ出場登録する
- ③ 国民体育大会にチーム岩手国体出場登録する

8月31日までに

- ④ 「北上フォース」にノースリーグ強化指定選手登録する

V. イーハトーブベンチャーリーグ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊

第1節 試合

第74条〔チーム構成〕

イーハトーブベンチャーリーグには次のチーム構成により参加できる

- ① イーハトーブ参加チーム以外のクラブチームの単一チーム構成
- ② イーハトーブ参加以外のクラブチームで、当事者間で合同参加に合意するコンバインドチーム構成
- ③ イーハトーブリーグ参加チームの一本目以外の選手によるサテライトチーム構成
- ④ 個々の選手の意思と当該所属チームの了解をもって参加する選手によるフリーエントリーチーム構成
- ⑤ 上記基本構成を混合して編成できる方法を全て可能としたチーム構成

第75条〔イーハトーブベンチャーリーグの開催〕

エリア部門リーダーは、運営委員会よりイーハトーブリーグ開催の委託を受けた場合に、40分ハーフ1試合以上のイーハトーブベンチャーリーグ開催可能となる会場と時間設定を行う。

第76条〔試合組〕

エリア部門リーダーは総務部門、コーチ部門と共同して、イーハトーブベンチャーリーグへの参加選手数、参加チーム構成、参加選手技能を鑑み、調整のうえ試合組を行う。

第77条〔レフリーとメディカル〕

エリア部門リーダーは、イーハトーブベンチャーリーグ試合組に応じてレフリー部門よりレフリーを要請し、メディカル部門より医務心得者を養成する。

第78条〔記録と広報〕

総務部門リーダーはベンチャーリーグ開催実績に応じて出場メンバー、試合記録を管理し、広報する。

第2節 要件

第79条〔イーハトーブリーグへの参入〕

第74条による単一チーム構成でベンチャーリーグに参加したチームは、試合実績、戦績、チーム運営評価にもとづいて、運営委員会の定めた基準を満たした場合に、次年度からイーハトーブリーグに参入することができる。

第80条〔選手およびチームの履行〕

イーハトーブベンチャーリーグに参加する選手およびチームは、全てベンチャーリーグに参加する選手およびチームと同じ事項を履行するものとする。

ただし、選手もしくはチームの事情、環境により運営委員会が不可能と判断した履行行為においてはその限りでない。

VI. 選手・監督・コーチおよび審判 ＊ ＊ ＊ ＊ ＊

第1節 選手の資格および履行

第 81 条〔選手資格〕

- ① 参加選手は、満 18 歳以上の日本協会に登録する選手で、かつ該当年度において、大学、高等学校、工業専門学校等の大会に登録されていないこと。
- ② 所属クラブとの関係を規定する書面の契約があること。

第 82 条〔誠実義務〕

- ① 選手は、本規約ならびにこれらに付随する諸規程を遵守しなければならない。
- ② 選手は、自己の能力を最大限に発揮するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。

第 83 条〔履行〕

選手は、次の各事項を他のラグビーに関する一切の活動に常に優先して履行する。

- (1)公式試合およびチームの指定するすべての試合への出場ならびにアフターマッチファンクションへの参加
- (2)チームの指定するトレーニング、合宿および研修・ミーティングへの参加
- (3)チームより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (4)広報活動、ファンサービス活動への無償協力
- (5)普及育成のための活動協力
- (6)「チーム岩手」への参加
- (7)コーチ資格、レフリー資格の受検

第2節 監督およびコーチ

第 84 条〔チームの監督〕

監督として、日本協会が認定したコーチライセンスを保有する者を置くことを推奨する。

第 85 条〔チームのコーチ〕

コーチとして、日本協会が認定したコーチライセンスを保有する者を1名以上置くことを推奨する。

第 86 条〔部門カンファレンスへの参加義務〕

すべての監督またはコーチは、運営委員会が指定する部門カンファレンスに参加しなければならない。

第3節 審判

第 87 条〔審判員資格〕

試合のレフリーおよび第 1 タッチジャッジは、日本協会または関東協会レフリー資格を保持しなければならない。

第 88 条〔審判の手当等〕

審判に対する手当および交通費・宿泊費は、運営委員会が別途定めた規定により、運営委員会が負担する。

第 89 条〔審判の保険〕

審判の、試合中および試合の前後(試合のための移動途中を含む)における事故に備えるため運営委員会の費用負担において保険措置を講ずるものとする。

Ⅶ. 資金調達事業 * * * * *

第1節 各種事業

第90条〔事業目的〕

運営委員会は「巖鷲」遂行の資金調達のため各種事業を行う。

第91条〔各種事業の取扱〕

- ① 放送権事業: テレビ・ラジオ放送権、権利販売の交渉窓口
- ② スポンサー事業: スポンサーセールス権、権利販売の交渉窓口
- ③ 商品化事業: 商品化権利販売および商品化交渉の窓口

第92条〔その他の事業〕

前条に定める事業のほか、次の各号の事業を行うものとする。

- (1) ラグビー用具の普及と推奨に関する事業
- (2) 広報・出版に関する事業
- (3) 記録データ(静止画・映像・試合記録等)事業その他

第93条〔収益の使途〕

収益使用用途は、運営委員会にて決定する。

第94条〔個人情報保護法の遵守〕

各種事業の実施ならびに第18条に定める各部門の所管事項の実施にあたり、運営委員会は個人情報保護法を遵守するものとする。

第2節 チーム参加費用とスポンサーシップ事業

第95条〔チーム参加費用とスポンサーシップ事業〕

- ① チームは運営委員会の定めた参加分担金を負担する。
- ② チームは運営委員会で目標と定めた額のスポンサーシップによる協賛金額を負担する。

第96条〔チームへの供与〕

参加費用とスポンサーシップ協賛金を負担したチームは次のものが供与される

- (1) 第40条に定める共通ロゴ(ジャージに付着するもの)の使用権
- (2) 運営委員会にて定めた率のスポンサーシップ協賛金収入の一部還元金額
- (3) 運営委員会にて作成した所定部数の広報・出版物
- (4) 運営委員会にて蓄積した記録データの使用権

以上